

2 報酬の算定に関する事項

定員超過利用減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則(5)

(児童発達支援、(旧)指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障がい児に対し行う児童発達支援を除く。)、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、障害児入所支援(指定発達支援医療機関を除く)

- 利用定員に対し、定員をはるかに上回る利用者を受け入れている。また、その状況を解消するための見直し(利用定員の増数変更など)が行われていない。
- 1日あたりの利用者数では減算となる値は下回っているものの、過去3月間の利用実績の分析がなされておらず、過剰な定員超過利用の未然防止が図られていない。

1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

利用定員 50 人以下の場合【※利用定員 51 人以上の場合の取扱いは異なります。】については、1日の障がい児の数が利用定員に 100 分の 150 (障がい児入所支援は 100 分の 110) を乗じて得た数を超える場合に、当該 1 日について障がい児全員につき所定単位数の 100 分の 70 で算定することになります。

また、過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱いについては、直近の過去3月間の障がい児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 100 分の 125 (障がい児入所支援は 100 分の 105) を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について障がい児全員につき減算になります。

なお、多機能型事業所等にあつては、複数のサービスごとに利用定員を定めている場合にあっては、当該サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出します。

※障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて(令和4年2月28日付厚生労働省事務連絡)をご確認下さい。

毎月の請求に当たり、定員を超過して利用者を受入れている事業所において「障がい児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」を用いて確認いただきますようお願いいたします。

人員欠如減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則(6)

(児童発達支援(児童発達支援センター及び主として重症心身障がい児を通わせる事業所で行う場合を除く)、放課後等デイサービス(主として重症心身障がい児を通わせる事業所で行う場合を除く)、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)

- 指定基準の規定により配置すべき従業者について、基準上必要とされる員数を満たしていない。
- 児童発達支援管理責任者が退職した以降、後任が補充されていない。

指定基準の規定により配置すべき従業者(児童発達支援管理責任者を除く)については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から、一割の範囲以内で欠如した場合は、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障がい児全員について、減算が適用されます。(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除きます。)減算が適用される月から3月末満の月については、所定単位数の100分の70で算定し、減算が適用された月から3カ月以上連続して基準に満たない場合、所定単位数の100分の50で解消されるに至った月まで算定することとなります。

児童発達支援管理責任者については、指定基準に定める人員を満たしていない場合、翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障がい児全員について、減算が適用されます。(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除きます。)減算が適用される月から5月末満の月については、所定単位数の100分の70で算定し、減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、所定単位数の100分の50で算定することとなります。

なお、多機能型事業所等であつて、複数の障がい児通所支援の合計数に基づき、配置すべき指導員等の員数等を満たしていない場合には当該複数の障がい児通所支援の障がい児全員について減算となります。

*人員欠如は人員基準違反であり、指導や勧告、行政処分の対象とする場合があります。

通所支援計画等未作成減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則(7)

(児童発達支援、(旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障がい児に対し行う児童発達支援を除く。)、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援(指定発達支援医療機関において行う場合を除く。))

- 児童発達支援管理責任者による指揮の下、通所支援計画等が作成されていない。
- 基準に定められている通所支援計画等作成に係る一連の業務が適切に行われていない。



通所支援計画等が作成されていない又は作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、該当する月から当該状態が解消するに至った月の前月まで、当該障がい児につき所定単位数の100分の70で算定してください。

※減算が適用された月から3月以上連続して当該状態が解消されない場合、解消されるに至った月の前月まで所定単位数の100分の50で算定します。

自己評価等未公表減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則(8)

(児童発達支援(旧指定医療型児童発達支援事業所及び旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障がい児に対し行う児童発達支援を除く。)、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援(令和7年4月1日から適用)、共生型障害児通所支援)

- 自己評価を実施したもの、公表していない。



・自己評価等の実施・公表が行われていない事業所については、基本報酬について85%が算定(15%が減算)されます。

・指定通所基準等の規定に基づき、おおむね1年に1回以上、自己評価及び事業所を利用する障がい児の保護者による評価(保育所等訪問支援にあつては、当該事業所の訪問支援員が当該障がい児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)による評価を含む。)が行われ、その結果等の公表が適切に行われていない場合に、通所報酬告示の規定に基づき、障がい児通所給付費等が減算されますが、これは従業者による評価を受けた上で、事業所が自ら評価を行うとともに、障がい児及びその保護者(保育所等訪問支援にあつては訪問先施設を含む。)による評価を受け、その結果を事業運営に反映させて、常に質の改善を図るためのものであり、事業所は指定通所基準の規定を遵守しなければならないものとなっています。

・公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出てください。

・当該減算については、自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合に減算されることとなります。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障がい児全員について減算されます。

・都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導します。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討します。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

支援プログラム未公表減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則(8の2)

(児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、共生型障害児通所支援)

- 支援プログラムを作成していない。



・支援プログラムの作成・公表が行われていない事業所については基本報酬について 85%が算定（15%が減算）されます。

・指定通所基準の規定に基づき、支援プログラム（5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」及び「人間関係・社会性」）を含む総合的な支援内容との関連性を明確にした事業所全体の支援の実施に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、公表が適切に行われていない場合に、通所報酬告示の規定に基づき、障がい児通所給付費等が減算されますが、これは、指定障がい児通所支援事業者又は基準該当通所支援事業者が指定障がい児通所支援事業所又は基準該当通所支援事業所ごとに、支援プログラムを策定し、インターネットの利用その他の方法により広く公表することにより総合的な支援と支援内容の見える化を進めるためのものであり、指定障がい児通所支援事業所又は基準該当通所支援事業所は指定通所基準の規定を遵守しなければならないものとなりました。

なお、令和7年3月31日までの間は減算されませんが、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、取組を進めるよう努めてください。

・公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出てください。

・当該減算については、支援プログラムの公表について都道府県に届出がされていない場合に減算されることとなります。具体的には、届出がされていない月から届出がされていない状態が解消されるに至った月まで、障がい児全員について減算されます。

・都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導します。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討します。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

身体拘束廃止未実施減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則(9)

(児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、共生型障害児通所支援)

- やむを得ず身体拘束を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない。

- 委員会が実施されていない。



【減算される単位数】

(一) 障がい児入所支援については、基本報酬の所定単位数の100分の10に相当する単位数が当該所定単位数から減算されます。

(二) 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、共生型障がい児通所支援については、所定単位数の100分の1に相当する単位数が所定単位数から減算されます。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

当該減算については、次の（一）から（四）までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算されます。

なお、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障がい児通所支援事業所、指定障がい児入所施設及び指定発達支援医療機関は、身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとしてください。なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものです。

都道府県知事等は、次の（一）から（四）までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導します。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討します。

（一）指定通所基準等の規定に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていない場合。

なお、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続を行った旨を記録しなければならない点に留意すること。

（二）指定通所基準等の規定に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）を定期的に開催していない場合。具体的には、1年に1回以上開催していない場合とする。

なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することを可能としている。また、虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）と関係する職種等が相互に関係が深いと認めるも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。

また、委員会はテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、障がい児が参加する場合には、その障がいの特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

（三）身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合

（四）身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない場合。具体的には、研修を1年に1回以上実施していない場合とする。



問 19 身体拘束等廃止未実施減算については、「事実が生じた場合」に「事実が生じた月の翌月」から減算することとされている。実地指導等において不適切な取扱いが判明した場合の適用はどのようなになるか。

（答）

「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指す。

このため、例えば、令和5年5月1日に運営基準を満たしていないと確認できた場合は、令和5年6月サービス提供分から減算を行うこととなる。

（令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する QA VOL.1より抜粋）

虐待防止措置未実施減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則(10)

(児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、障害児相談支援、共生型障害児通所支援)

- 虐待防止の措置が講じられていない。



【減算される単位数】

所定単位数の100分の1に相当する単位数が所定単位数から減算されます。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】



当該減算については、次の（一）から（三）までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算されます。これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障がい児通所支援事業所、指定障がい児入所施設、指定発達支援医療機関及び障がい児相談支援事業所は、虐待の防止を図らなければならないものとされています。なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものです。

都道府県知事等は、次の（一）から（三）までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導します。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討します。

（一） 指定通所基準又は指定入所基準の規定に基づき求められる虐待防止委員会を定期的開催していない場合。具体的には、1年に1回以上開催していない場合とする。

なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することを可能としている。また、身体拘束適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。

また、委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障がい児が参加する場合には、その障がいの特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

（二） 虐待の防止のための研修を定期的実施していない場合。具体的には、研修を1年に1回以上実施していない場合とする。

（三） 虐待防止措置（虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施）を適切に実施するための担当者を配置していない場合。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

情報公表未報告減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則(11)

(児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、障害児相談支援、共生型障害児通所支援)

(参考) 児童福祉法

第33条の18 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者並びに指定障害児入所施設等の設置者(以下この条及び第三十三条の二十三の二第三項において「対象事業者」という。)は、指定通所支援、指定障害児相談支援又は指定入所支援(以下この条において「情報公表対象支援」という。)の提供を開始しようとするとき、その他内閣府令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、情報公表対象支援情報(その提供する情報公表対象支援の内容及び情報公表対象支援を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、情報公表対象支援を利用し、又は利用しようとする障害児の保護者が適切かつ円滑に当該情報公表対象支援を利用する機会を確保するために公表されることが適当なものとして内閣府令で定めるものをいう。第八項において同じ。)を、当該情報公表対象支援を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

●情報公表対象サービスへの登録ができていない

(一) 障がい児入所支援については、所定単位数の100分の10に相当する単位数が所定単位数から減算されます。

(二) 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障がい児相談支援、共生型障がい児通所支援については、所定単位数の100分の5に相当する単位数が所定単位数から減算されます。

・当該減算については、児童福祉法第33条の18の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算されます。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】



問 19 情報公表未報告減算の適用要件について、留意事項通知では「・・・報告を行っていない事実が生じた場合に、その月の翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで・・・(中略)・・・減算することとする」とあるが、「報告を行っていない事実が生じた場合」とは、どのような場合を想定しているのか。

(答)

「報告を行っていない事実が生じた場合」とは、情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていないことが、都道府県等・事業所において確認された場合に、未報告の時点に遡って減算の対象とすることを想定している。

具体的には、関連通知の別添(※)に掲げる必須の報告項目について未報告であることが、指定更新や運営指導等の際に確認され、都道府県等が報告するよう指導したにも関わらず、事業所が報告を行わない場合に減算を適用することとする。

ただし、事業所が報告することができないやむを得ない事情(災害等)があった場合には、減算の対象としないこととして差し支えない。

また、都道府県等の確認のタイミング等については、各都道府県等の実情に応じて設定して差し支えない。なお、障害者総合支援法施行規則第34条の7第6項等において、都道府県知事は、指定障がい福祉サービス事業者等から指定更新に係る申請があった際には、当該事業者から情報公表対象サービス等情報に係る報告がされていることを確認するものとされており、適切に対応すること。

例えば、〇県が8月に報告状況を確認し、事業所に確認等をした結果、令和6年4月以前から未報告であることが判明した場合、令和6年4月分の報酬から減算の対象となる。

(※)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則

(平成18年厚生労働省令第19号)の別表第1号及び別表第2号並びに児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)の別表第2及び別表3に掲げる項目

(具体的内容は「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」(障障発0423第1号 平成30年4月23日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)の別添1及び別添2を参照)

(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQA VOL.1より抜粋)

(参考) 児童福祉法施行規則

第18条の27

6 都道府県知事は、法第二十一条の五の十六第四項において準用する法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から法第三十三条の十八第一項の規定に基づく報告がされていることを確認するものとする。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】



事業所が報告することができないやむを得ない事情があると判断した場合を除いて、指定の更新の申請があつた際、情報公表に係る必須の報告項目の一部又は全部が未報告である場合には、都道府県等において、未報告の事情を個別に確認し、適切に報告が行われるよう指導した上で、更新の手続を行うこととなりました。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

●大阪府の障がい福祉サービス等情報公表制度に関するHP

https://www.pref.osaka.lg.jp/o090080/jigyoshido/jiritu_top/jyohoukouhyou.html (大阪府 HP)

業務継続計画未策定減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則(12)

(児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、障害児相談支援、共生型障害児通所支援)

●業務継続計画が策定されていない。



(一) 障がい児入所支援については、所定単位数の100分の3に相当する単位数が所定単位数から減算されます。

(二) 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障がい児相談支援、共生型障がい児通所支援、基準該当通所支援については、所定単位数の100分の1に相当する単位数が所定単位数から減算されます。

・当該減算については、指定通所基準等の規定に基づき求められる業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算されます。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

※令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、当該減算が適用されません。

ただし、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援及び障がい児相談支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないことを踏まえ、令和7年3月31日までの間、当該減算が適用されません。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

障がい児通所支援サービスの提供時間について

報酬の留意事項通知 第二 2 (3)



障がい児通所給付費の報酬の算定に当たっては、個々の障がい児に対するアセスメントを行うことを通じて、当該障がい児ごとの通所支援計画を作成しなければならないこととされていることから、当該通所支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要があります。障がい児通所支援については、個々の障がい児に対するサービス提供時間（送迎に係る時間は除くものとする。）は 30 分以上である必要がある点に留意してください。なお、指定通所支援の提供時間が 30 分未満のものについては、通所支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために（指定居宅訪問型児童発達支援にあっては支援に慣れるために）サービス提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が 30 分未満のサービス提供が必要であると市町村が認めた場合に限り、所定単位数が算定できます。

また、指定障がい児通所支援事業所等においては、標準的なサービス提供時間をあらかじめ通所支援計画において定めておく必要があるとともに、サービスの提供開始に当たって、通所給付決定保護者等に対し、事前に十分説明を行う必要があります。

【令和6年度制度改定に伴う見直し】

時間区分ごとの単価の取り扱いについて

報酬の留意事項通知 第二 2 (3の2)



① 児童発達支援（主として重症心身障がい児を通わせる事業所又は旧主として重症心身障がい児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障がい児に対し行う児童発達支援、旧医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障がい児に対し行う児童発達支援並びに共生型障がい児通所支援事業所において行う児童発達支援を除く。）及び放課後等デイサービスについては、サービス提供時間に応じた報酬を算定してください。

② ここでいう「サービス提供時間」とは、現にサービスの提供に要した時間ではなく、通所支援計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間として、あらかじめ通所支援計画において定めたものとなります。

ただし、現にサービスの提供に要した時間が通所支援計画において定めた時間より短い場合は、

（一）事業所の都合により支援が短縮されたときは、現にサービスの提供に要した時間

（二）障がい児やその保護者の事情により支援が短縮されたときは、あらかじめ通所支援計画において定めた時間

により算定するものとする。

③ 通所支援計画に位置付けられたサービス提供時間が、現にサービスの提供に要した時間と合致しないことが常態化している場合は、速やかに通所支援計画の見直しを行うことを求めます。

【令和6年度制度改定に伴う見直し】

(例)

児童発達支援(障がい児) 定員 10 人以下		
時間区分 1(30 分以上	1 時間 30 分以下)	901 単位
時間区分 2(1 時間 30 分超	3 時間以下)	928 単位
時間区分 3(3 時間超	5 時間以下)	980 単位

放課後等デイサービス(障がい児) 定員 10 人以下		
時間区分 1(30 分以上	1 時間 30 分以下)	574 単位
時間区分 2(1 時間 30 分超	3 時間以下)	609 単位
時間区分 3(3 時間超	5 時間以下)	666 単位

※放課後等デイサービスの時間区分 3 は学校休業日のみ算定可能

※5時間以上の支援については、預かりニーズに対応した延長支援として、延長支援加算により評価されます

(基本報酬)

問3 個別支援計画において定めた提供時間と実際に支援に要した時間が異なる時間となる場合(計画に定める提供時間が該当する時間区分とは、異なる時間区分となる場合)には、基本報酬の算定の取扱いはどのようなになるか。

(答)

○ 以下の通り取り扱う。

1. 個別支援計画において定めた提供時間よりも、実際に支援に要した時間が短くなった場合

①利用者の都合による場合には、個別支援計画に定めた提供時間が該当する時間区分で算定する。学校の授業が延長した場合や道路渋滞等により通常より送迎に時間を要するなど、事業所に起因しない事情による場合も同様とする。

②事業所の都合による場合には、実際に支援に要した時間が該当する時間区分で算定する。

なお、支援時間は30分以上とすることを求めているが、①の場合は30分未満となった場合でも算定可能とする。②の場合は30分未満となった場合には算定不可とする。

2. 個別支援計画において定めた提供時間よりも、実際の支援に要した時間が長くなった場合

・利用者の都合による場合、事業所の都合による場合、いずれにおいても、個別支援計画に定めた提供時間が該当する時間区分で算定することを基本とする。

・ただし、利用者や学校等の都合により、通常個別支援計画に定めている提供時間とは異なる時間区分で算定するような状況が想定される場合(例えば、通常は1時間だが、学校の短縮授業等により3時間になる日が想定される場合等)には、想定される具体的な内容を個別支援計画に定め、必要な体制をとっている場合には算定可能とする。

○ なお、個別支援計画において定めた提供時間と実際の支援に要した時間に乖離がある状態が継続する場合(例えば、個別支援計画において定める提供時間を3時間としながら、利用者の都合により実際の支援に要した時間が1時間となることが、1月の利用でみて恒常的に生じている場合)には、速やかに個別支援計画の見直しを行うこと。

○ また、実際に支援に要した時間については、日々のサービス提供記録に記録しておくこと。

(基本報酬)

問4 個別支援計画において支援の提供時間が定められていない場合、どの時間区分で請求することになるか。

(答)

○ 個別支援計画が未作成である場合や、当初利用する予定がなかった日に支援を提供する場合など、個別支援計画において支援の提供時間が定められていない場合には、「30分以上1時間 30分以下」の時間区分での算定とする。

○ なお、児童発達支援管理責任者が未配置であることにより、個別支援計画の作成や見直しができない場合において、障害児等のアセスメントを行い支援の方針や支援目標、支援内容及びそれを実施するための支援の提供時間を定めた個別支援計画と同様の計画を作成している場合においては、当該支援の提供時間に基づく基本報酬の算定を可能とする。当該計画については、あらかじめ支給決定保護者に説明を行い同意を得ること。

ただし、この場合においても、個別支援計画の未作成減算が適用されることに留意すること。

○ また、当初利用する予定のない日に支援を提供する場合について、そのような利用の想定及び支援の提供時間について個別支援計画(参考様式における別表の特記事項欄)に記載することにより、当該支援の提供時間に応じた時間区分での算定が可能である。

(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等(障害児支援)に関するQ&A VOL.1より抜粋)

児童指導員等加配加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の④

(児童発達支援、放課後等デイサービス)

事業所において、常時見守りが必要な障がい児への支援や障がい児の家族等に対して障がい児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数(専門的支援体制加算を算定している場合においては、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置し、指定児童発達支援を行った場合に算定するものです。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】



児童指導員等を加配している場合については、当該児童指導員等の児童福祉事業に従事した経験年数(5年以上、5年未満)、配置形態(常勤専従、それ以外)、利用定員の区分に応じ算定してください。

児童指導員等とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員(公認心理師、その他大学(短期大学を除く)若しくは大学院において、心理学科等を修了して卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に限る)、視覚障がい児支援担当職員(国立障がい者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障がい学科の教科を履修した者若しくはこれに準ずる視覚障がい者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者)、強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修)修了者をいいます。

児童福祉事業に従事した経験年数については、幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育に従事した経験も含まれます。また、経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものとなっています。

配置形態について、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え1名以上を、常勤専従又は常勤換算により配置してください。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

(例)

児童発達支援事業所(障がい児)		
児童指導員等を配置		
常勤専従・経験5年以上	区分に応じて	75~187単位/日
常勤専従・経験5年未満	同	59~152単位/日
常勤換算・経験5年以上	同	49~123単位/日
常勤換算・経験5年未満	同	43~107単位/日
その他の従業者を配置	36~90単位/日	

※「経験」は児童福祉事業(幼稚園、特別支援教育を含む)に従事した経験年数



その他の従業者を加配している場合については、利用定員の区分に応じ算定してください。
配置形態については、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え1名以上を常勤換算により配置してください。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】



【多機能型事業所の場合における常勤の取扱い】

多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合において、例えば、当該指定児童発達支援の保育士と当該指定放課後等デイサービスの保育士とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

【異なる職種で常勤換算を満たす場合の取扱い】

児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置（常勤換算による配置）する必要があります。
このとき、児童指導員等とその他の従業者といった異なる職種の配置により常勤換算で1名以上とすることも可能です。

児童指導員等とその他の従業者、また、経験年数5年以上の者と5年未満の者のように、算定する報酬区分が異なる場合は、以下のとおりとなります。

- ・ 児童指導員等とその他の従業者により常勤換算で1名以上とする場合 その他の従業者の報酬を算定してください。
- ・ 経験年数5年以上の児童指導員等とその他の従業者により常勤換算で1名以上とする場合 その他の従業者の報酬を算定してください。
- ・ 経験年数5年以上の児童指導員等と経験年数5年未満の児童指導員等により常勤換算で1名以上とする場合 経験年数5年未満の児童指導員等の報酬を算定してください。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

本加算は常時見守りが必要な障がい児への支援等の強化を目的としていることから、算定の対象となる児童指導員等及びその他の従業者については、サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあたることを基本としてください。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

専門的支援体制加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の④の2
(児童発達支援、放課後等デイサービス)

事業所において、理学療法士等による支援が必要な障がい児への支援や、障がい児の家族等に対して障がい児との関わり方に関する助言等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数（児童指導員等加配加算を算定している場合においては、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置（常勤換算による配置）し、サービスを行った場合に算定するものです。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

理学療法士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、心理担当職員、視覚障がい児支援担当職員をいいます。

なお、児童指導員等加配加算と異なり、本加算では、

- ・ 保育士及び児童指導員の経験年数については、保育士又は児童指導員としての資格取得又は任用からの児童福祉事業に従事した経験が必要となる点
- ・ 当該経験には、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育に従事した経験は含まれない点

に留意してください。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

- ・ 多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合において、例えば、当該指定児童発達支援の保育士と当該指定放課後等デイサービスの保育士とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤換算要件を満たすこととなる。

・ 本加算は、通所支援計画を作成していない場合、当該作成していない障がい児については算定できないこととする。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

専門的支援実施加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の⑫
(児童発達支援、放課後等デイサービス)

理学療法士等による支援が必要な障がい児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等による個別・集中的な支援を計画的に実施した場合に算定するものです。 【令和6年度制度改正に伴う見直し】

理学療法士等を1以上配置し、当該理学療法士等が障がい児ごとの通所支援計画を踏まえて、その有する専門性に基づく評価及び当該通所支援計画に則った支援であって5領域のうち特定又は複数の領域に重点を置いた支援を行うための計画（以下「専門的支援実施計画」という。）を作成し、当該専門的支援実施計画に基づき、適切に支援を行ってください。



理学療法士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、心理担当職員、視覚障がい児支援担当職員をいいます。

保育士及び児童指導員の経験年数については、保育士又は児童指導員としての資格取得又は任用からの児童福祉事業に従事した経験が必要となる点に留意してください。

また、その配置は、単なる配置で差し支えないものであり、指定通所基準の規定により配置すべき従業者や児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算で加配している人員によることも可能です。 【令和6年度制度改正に伴う見直し】



・専門的支援実施計画の実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行ってください。

・理学療法士等が、当該障がい児に対し専門的支援を実施した場合には、加算対象児ごとに当該支援を行った日時及び支援内容の要点に関する記録を作成してください。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

【その他留意すること】

ア 専門的支援については、個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団（5名程度まで）による実施又は指定通所基準の規定により配置すべき従業者を配置して小集団の組み合わせによる実施も可能とする。この場合、小集団ごとに指定通所基準の規定による人員基準を満たす必要はない。

イ 専門的支援の提供時間は同日における当該障がい児に対する支援時間の全てとする必要はないが、少なくとも30分以上を確保すること。

ウ 専門的支援実施加算の1月の算定限度回数は、当該事業所における対象児の月利用日数に応じて、以下のとおりとすること。



＜児童発達支援＞

障がい児の月利用日数が12日未満の場合 限度回数4回

障がい児の月利用日数が12日以上の場合 限度回数6回

＜放課後等デイサービス＞

障がい児の月利用日数が6日未満の場合 限度回数2回

障がい児の月利用日数が12日未満の場合 限度回数4回

障がい児の月利用日数が12日以上の場合 限度回数6回

エ 専門的支援実施計画の作成及び見直しに当たっては、対象児及び保護者に対し説明するとともに、同意を得ること。 【令和6年度制度改正に伴う見直し】

看護職員加配加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の④の3
(児童発達支援、放課後等デイサービス)



- ① 看護職員加配加算（Ⅰ） 【看護職員 1 人分の加算】
医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数/開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が 40 点以上になること。
- ② 看護職員加配加算（Ⅱ） 【看護職員 2 人分の加算】
医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数/開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が 72 点以上になること。



児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所における医療的ケア児については、医療的ケアスコアを合算して算出してください。

家族支援加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の⑤
(児童発達支援、放課後等デイサービス)

家族(障がい児のきょうだいを含む。)等に対して、個別又はグループにより、相談援助等を行った場合に算定する
ものです。 【令和6年度制度改正に伴う見直し】

(一) 家族支援加算(Ⅰ)(個別の相談援助)

ア あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、通所支援計画に位置付けた上で、計画的に、
従業者が、

(1) は障がい児の家族等の居宅を訪問し、

(2) は事業所において対面により、

(3) はテレビ電話装置等を活用して、

障がい児及びその家族等に対して、障がい児の子育てや障がい児との生活等に関する必要な相談援助を行った場合に、(1) から(3) 全体として1日につき1回および1月につき4回を限度として、算定するものであること。

なお、サービスに係る本加算の算定に当たっては、(1) から(3) のいずれについても、サービスを提供した日以外の日には相談援助を行った場合においても算定できること。また、当該障がい児にサービスを提供しない月においては算定することはできないこと。

イ 相談援助が30分に満たない場合は算定されないこと。ただし、(1) について、家族等の状況を勘案して短時間でも相談援助を行う必要がある場合又は家族側の事情により30分未満となる場合はこの限りではないこと。

ウ (3) の算定に当たっては、使用する機器等については特に定めはないが、原則、障がい児や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状況で実施すること。ただし、相談者の通信環境等により、やむを得ない場合には表情等の確認が難しい機器(例えば電話等)を使用することでも差し支えない。なお、相談援助を行うに当たり、通信料等の負担が著しく発生する等、障がい児やその家族等に不利益が生じないよう、事前に家族等の通信環境について確認する等十分に配慮すること。

エ 家族等への相談援助は、障がい児が同席していない場合でも算定可能であるが、相談援助の内容に応じて、障がい児の状態等の確認が必要な場合には同席の下で行うなど、相談の対象や内容に応じて、効果的な相談援助となるよう努めること。また、相談援助を行うに当たっては、障がい児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分配慮すること。

オ 事業所以外の場において対面で個別に相談援助を行った場合は(2) を算定すること。

なお、保育所又は学校等(以下「保育所等」という。)といった当該障がい児が長時間所在する場所において支援を行うことが効果的であると認められる場合については、当該保育所等及び通所給付決定保護者の同意を得た上で、当該保育所等を訪問し、障がい児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合についても本加算を算定して差し支えない。この場合、当該支援を行う際には、保育所等の職員(当該障がい児に対し、常時接する者)との緊密な連携を図ること。

また、本加算は通所支援計画に位置付けた上で計画的に相談援助を行った場合に算定するものであり、突発的に生じる相談援助(例えば、家族等からの電話に対応する場合)は対象とならないことに留意すること。

カ 相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】



(二) 家族支援加算(Ⅱ)(グループの相談援助)

アあらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て通所支援計画に位置付けた上で、計画的に、従業者が、

(1) は事業所において対面により、

(2) はテレビ電話装置等を活用して、

障がい児及びその家族等に対して、障がい児の子育てや障がい児との生活等に関する必要な相談援助を行った場合に、(1)及び(2)全体として1日につき1回および1月につき4回を限度として、算定するものであること。

なお、サービスに係る本加算の算定に当たっては、(1)及び(2)のいずれについても、サービスを提供した日以外の日に相談援助を行った場合においても算定できること。また、当該障がい児にサービスを提供しない月においては算定することはできないこと。

イ 相談援助を行う対象者は、2人から8人までを1組として行うものとする。なお、障がい児及びその家族等が、同一世帯から複数人参加する場合は、1として数えるものとする。

ウ グループの相談援助は、ペアレントトレーニングや保護者同士のピアの取組の実施によることが想定される。このため、当該トレーニングの知識や、家族への支援等に関する一定の経験を有する職員の下で行うことが望ましい。

エ 相談援助が30分に満たない場合は算定されないこと。

オ 通所報酬告示第1の1の2のロの(2)の算定に当たっては、使用する機器等については特に定めはないが、原則、障がい児や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状況で実施すること。なお、相談援助を行うに当たり、通信料等の負担が著しく発生する等、障がい児やその家族等に不利益が生じないよう、事前に家族等の通信環境について確認する等十分に配慮すること。

カ 家族支援加算(Ⅰ)のエ及びカを準用する。【令和6年度制度改正に伴う見直し】



(三) 家族支援加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は同一の日を実施した場合であっても、それぞれ算定できます。

(四) 指定児童発達支援と指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援又は指定保育所等訪問支援を一体的に行う多機能型事業所であって、指定児童発達支援事業所を利用している障がい児にあっては、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援又は指定保育所等訪問支援を利用して本加算を算定する場合には、同一の障がい児に係る家族等への相談援助について、各サービスに係る家族支援加算の算定回数は通算するものとし、その合計回数は月4回が限度です。【令和6年度制度改正に伴う見直し】



(参考)児童発達支援、放課後等デイサービス

家族支援加算(Ⅰ)(月4回を限度)	
入所児童の家族(きょうだいを含む)に対して個別に相談援助等を行った場合	
(1) 居宅を訪問(所要時間1時間以上)	300単位/回
(1) 居宅を訪問(所要時間1時間未満)	200単位/回
(2) 事業所等で対面	100単位/回
(3) オンライン	80単位/回

家族支援加算(Ⅱ)(月4回を限度)	
入所児童の家族(きょうだいを含む)に対してグループでの相談援助等を行った場合	
(1) 事業所等で対面	80単位/回
(2) オンライン	60単位/回

※ 多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行う場合、家族支援加算は、各サービスを合計して(Ⅰ)及び(Ⅱ)それぞれ月4回を超えて算定することはできません。

子育てサポート加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) ⑥
(児童発達支援、放課後等デイサービス)

障がい児の家族の障がい特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族等に対して、障がい児への指定児童発達支援とあわせて、障がい児の支援場面の観察や当該場面に参加する等の機会を提供し、障がい児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助等の支援を行った場合に、月4回に限り、算定するものです。 【令和6年度制度改正に伴う見直し】



- (一) あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、従業者が通所支援計画に位置付けて計画的に実施してください。
- (二) サービスを提供する時間帯を通じて、家族等が直接支援場面の観察や参加等をしていること。ただし、障がい児の状態等から、家族等が直接支援場面に同席することが難しい場合には、マジックミラー越しやモニターによる視聴により、支援場面を観察しながら、障がい児に支援を提供する従業者とは異なる従業者が相談援助等を行っても差し支えありません。
- (三) それぞれの障がい児及び家族等の状態に応じて、当該障がい児及び家族等と、支援を行う従業者とが、協働して取り組んでいくことが重要であることから、支援場面の観察や当該場面に参加する等の機会を提供する際に、支援を行う従業者による一方的な説明や指示、複数の障がい児及び家族等に対する一斉指示、家族等へ障がい児に対して行った支援内容を報告するのみではなく、それぞれの障がい児及び家族等ごとの状態を踏まえて個別に障がい児の状況や支援内容に関する説明と相談対応を行うなど、個々の障がい児及び家族等にあわせて丁寧に支援を行ってください。
- (四) 複数の障がい児及び家族等に対してあわせて支援を行う場合には、それぞれの障がい児及び家族ごとの状態に応じた支援が可能な体制を確保し支援を実施してください。この場合において、従業者1人があわせて行う相談援助は、最大5世帯程度までを基本としてください。
- (五) 支援場面に参加する等の機会の提供及び家族等への相談援助を行った場合には、障がい児及び家族等ごとに当該機会の提供及び相談援助を行った日時及びその内容の要点に関する記録を作成してください。
- (六) 子育てサポート加算と家族支援加算を同日に算定することは可能であるが、子育てサポート加算を算定する時間帯に行う相談援助については、家族支援加算は算定できません。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

問 1 支援提供時間帯を通じて、保護者等が支援場面をマジックミラー越しやモニターで視聴している際に、その場では相談援助等を行わず、支援終了後にまとめて相談援助等を行った場合には算定が可能か。

(答)

- 算定は不可。
- 本加算の算定に当たっては、家族が直接支援場面の観察や参加する等の機会を提供し、その場で障がい児の特性を踏まえた関わり方等に関する相談援助等を行う等、家族等と支援者が協働で取り組むことを基本としている。
- 一方、障がい児の状態等から、家族等が直接支援場面に同席することが難しい場合には、マジックミラー越しやモニターによる視聴により、支援場面を観察することも可能としているところ。
- ただし、この場合であっても、支援場面の障がい児の状況を踏まえながら、障がい児に支援を行う従業者とは異なる従業者が相談援助等を、支援と同時並行的に行うことを求めているものであり、支援終了後にまとめて相談援助等を行うことは想定しない。

(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等(障害児支援)に関するQ&A VOL.6抜粋)

問3 オンラインのライブ配信形式等を使用し、遠隔により保護者等が支援場면을視聴しつつ、支援者より相談援助等を受けた場合でも算定は可能か。

(答)

- 算定は不可。
- 本加算の算定に当たっては、障がい児の状態等から、家族等が直接支援場面に同席することが難しい場合には、マジックミラー越しやモニターによる視聴により、支援場면을観察することも可能としているところ。
- 一方、本加算の算定に係る支援については、家族が直接支援場面の観察や参加する等の機会に、家族等と支援者が協働して障がい児の特性やその特性を踏まえた関わり方に関する理解の促進に取り組むことが重要であるため、遠隔を前提とした支援は想定していない。

(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等(障害児支援)に関するQ&A VOL.6抜粋)

食事提供加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の⑦

(児童発達支援、医療型児童発達支援)(児童発達支援センターで行う場合のみ)

- 外出行事で外食した場合など、事業所が食事を提供していない場合にも、加算を算定している。

対象の障がい児に対して、令和9年3月 31 日までの間、障がい児の栄養面や特性に応じた配慮等を行い、食事の提供を行う場合に算定するものです。



(一) 食事提供加算(Ⅰ)の算定については、以下のいずれも満たしてください。

ア 児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供していること。原則として当該施設が自ら調理し、提供することとするが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。ただし、当該調理委託が行えるのは施設内の調理室を使用して調理させる場合に限り、施設外で調理し、搬入する方法は認められないものであること。また、出前の方法や市販の弁当を購入して、障がい児に提供するような方法も認められない。

イ 栄養士が食事の提供に係る献立を確認するとともに、障がい児が健全に発育できるよう、障がい児ごとに配慮すべき事項に応じて適切かつ効果的な食事提供の支援及び助言を行うこと。次のウからキまでの取組についても、当該栄養士による指導及び助言の下で行うこと。

この場合において、栄養士は従業者である他、同一法人内に勤務する栄養士の活用、保健所や栄養ケアステーション等の外部機関の栄養士との連携、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託している場合には、委託先の栄養士による指導・助言の下で行うこととしても差し支えないこと。

ウ 障がい児の障がい特性、年齢、発達の程度、食事の摂取状況その他の障がい児ごとに配慮すべき事項を踏まえた適切な食事提供を行うこと。

エ 提供した食事について、障がい児ごとの摂取状況を把握し、記録を行うこと。

オ 定期的に障がい児の身体の成長状況(身長・体重等)を把握し、記録を行うこと。

カ 食に関する体験の提供その他の食育の推進に関する取組を計画的に実施していること。例えば、行事食の提供や調理実習等を年間の予定に組み込み、定期的に実施することが考えられる。

キ 家族等からの食事や栄養に関する相談等について対応すること。相談等の対応を行った場合は、当該対応を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】



(二) 食事提供加算(Ⅱ)の算定については、以下のいずれも満たしてください。

ア (一)のアからキまでに規定を準用する。この場合において、(一)のイの「栄養士」を「管理栄養士」と読み替えて適用すること。

イ 年に1回以上、障がい児の家族等に対して、食事や栄養に関する研修会等を開催し、食事に関する情報提供を行うこと。

(三) 栄養士又は管理栄養士による献立の確認や助言・指導については、事業所に栄養士が配置されている場合であっても、外部機関等との連携により、管理栄養士等と連携を図りながら取組等を行った場合には、食事提供加算(Ⅱ)の算定ができます。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】



(四) 1日に複数回食事の提供をした場合の取扱いについては、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできません。ただし、特定費用としての食材料費については、複数食分を通所給付決定保護者から徴収して差し支えないものです。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】

福祉専門職員配置等加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の⑨

(居宅型児童発達支援・保育所等訪問支援を除く)

●従業員の異動や退職等により、福祉専門職員配置加算の要件を満たしていない。

加算の対象となる従業員

I	・社会福祉士 ・介護福祉士	左記の者で常勤の児童指導員 ・保育士は含まれません
II	・精神保健福祉士 ・公認心理師	
III	・児童指導員 ・保育士	



福祉専門職員配置等加算の対象となる従業員が、異動や退職したことにより、加算の要件である直接処遇職員として常勤配置している従業員のうち有資格者（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師）の割合（100 分の 35 【Ⅰ型】又は 100 分の 25 以上 【Ⅱ型】）、常勤配置している従業員の割合（100 分の 75 以上 【Ⅲ型】）又は、常勤配置されている従業員のうち 3 年以上従事している従業員の割合（100 分の 30 以上 【Ⅲ型】）のうち該当する加算区分の要件を満たせなくなった時は、加算を算定しないようにしてください。

加算の取り下げは、届出が必要です。対象となる従業員の異動がある場合は、引き続き算定できるか、また変更がないか確認してください。

欠席時対応加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の⑩

(児童発達支援、放課後等デイサービス)

●利用中止の連絡のあった日時、障がい児の状況確認、相談援助の内容が記録されていない。



利用を予定した日の前々日、前日又は当日に急病等により中止の連絡があった場合であって、障がい児又はその家族との連絡調整その他の相談援助を行うとともに障がい児の状況や、その相談内容等を記録した場合に算定できます。

事業所へ欠席の連絡があった日は、事業所の営業日でカウントします。

※(Ⅱ)の取り扱い※放課後等デイサービスのみ⇒廃止されました。【令和 6 年度制度改正に伴う見直し】

個別サポート加算(Ⅰ)

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の⑫の6
(児童発達支援)

保護者の負担軽減・事務の効率化の観点から、基本報酬に包括化して評価することとした上で、重度障がい児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障がい児が利用した場合に評価されます。

【令和6年度制度改定に伴う見直し】

個別サポート加算(Ⅰ) 120単位/日

※ 重症心身障がい児等、著しく重度の障がい児に対して支援を行った場合(主として重症心身障がい児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く)

【令和6年度制度改定に伴う見直し】

個別サポート加算(Ⅰ)

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(3) の⑫の5
(放課後等デイサービス)

行動障がいの予防的支援を充実させる観点から、強度行動障がいの知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、重度障がい児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障がい児が利用した場合の評価の見直しがされました。

【令和6年度制度改定に伴う見直し】

個別サポート加算(Ⅰ) 90単位/日…①

120単位/日…②

※①ケアニーズの高い障がい児に対して支援を行った場合

②ケアニーズの高い障がい児に対して強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修)修了者を配置し支援を行った場合、又は著しく重度の障がい児に対して支援を行った場合(いずれも主として重症心身障がい児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く。)

【令和6年度制度改定に伴う見直し】

個別サポート加算(Ⅱ)

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の⑫の7
(児童発達支援、放課後等デイサービス)

要支援・要保護児童への支援の充実を図る観点から、個別サポート加算(Ⅱ)について、こども家庭センターやサポートプランに基づく支援との連携を推進しつつ、評価の見直しがされました。

【令和6年度制度改定に伴う見直し】

個別サポート加算(Ⅱ) 150単位/日

※ 要保護児童・要支援児童に対し、児童相談所やこども家庭センター等と連携(支援の状況等を6月に1回以上共有)し支援を行った場合

【令和6年度制度改定に伴う見直し】

個別サポート加算(Ⅲ)

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(3) の⑫の7
(放課後等デイサービス)

継続的に学校に通学できない児童(不登校児童)への支援の充実を図る観点から、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合に評価されます。

【令和6年度制度改定に伴う見直し】

個別サポート加算(Ⅲ)【新設】 70単位/日

※ 不登校の状態にある障がい児に対して、学校との連携の下、家族への相談援助等を含め、支援を行った場合

【令和6年度制度改定に伴う見直し】

医療連携体制加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の⑬ (児童発達支援、放課後等デイサービス)

医療的ケア児への支援の促進を図る観点から、認定特定行為業務従事者による支援を評価する医療連携体制加算(Ⅶ)について、評価の見直しがされ、主として重症心身障がい児に対して支援を行う事業所においても算定が可能となりました。【令和6年度制度改定に伴う見直し】

医療連携体制加算(Ⅶ) 250単位／日

※ 喀痰吸引等が必要な障がい児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合 (医療的ケア区分による基本報酬を算定している場合は算定しない)

【令和6年度制度改定に伴う見直し】

医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、当該医療機関等から看護職員を訪問させ、利用者に看護を提供した場合や認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に算定できますが、障がい児者に真に必要な医療や看護を検討して適切に提供していると言い難い事例が散見されていますのでご注意ください。また、医師からの指示は、原則、日頃から利用者を診察している主治医から個別に受け、その内容を書面に残すこととなっています。



看護の提供においては、当該障がい児の主治医の指示の受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載してください。また、当該障がい児の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告してください。

延長支援加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の⑮
(児童発達支援、放課後等デイサービス)

- 延長支援時間が1時間以上の設定になっていない。
- 個別支援計画に延長支援について位置づけされていない。

- 基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、延長支援加算が見直され、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価されます。
- 延長時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、2人以上の配置を求めるとともに、児童発達支援管理責任者の対応も認めるなど、運用の見直しがされました。【令和6年度制度改定に伴う見直し】

イ 指定児童発達支援事業所において障がい児に対し延長支援を行う場合(ロに規定する場合を除く。)	
(1) 障がい児の場合((2)に規定する場合を除く。)	
(一) 延長支援時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	92 単位
(二) 延長支援時間 2 時間以上の場合	123 単位
(2) 重症心身障がい児又は医療的ケア児の場合	
(一) 延長支援時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	192 単位
(二) 延長支援時間 2 時間以上の場合	256 単位

ロ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する内閣府令で定める施設(指定通所基準第 5 条第 4 項の基準を満たしているものに限り、児童発達支援センターを除く。)において障がい児に対し延長支援を行う場合	
(1) 障がい児の場合((2)及び(3)に規定する場合を除く。)	
(一) 延長支援時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	92 単位
(二) 延長支援時間 2 時間以上の場合	123 単位
(2) 医療的ケア児の場合((3)に規定する場合を除く。)	
(一) 延長支援時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	192 単位
(二) 延長支援時間 2 時間以上の場合	256 単位
(3) 重症心身障がい児の場合	
(一) 延長時間 1 時間未満の場合	128 単位
(二) 延長時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	192 単位
(三) 延長時間 2 時間以上の場合	256 単位

ハ 共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所において障がい児に対し延長支援を行う場合	
(1) 障がい児の場合((2)に規定する場合を除く。)	
(一) 延長時間 1 時間未満の場合	61 単位
(二) 延長時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	92 単位
(三) 延長時間 2 時間以上の場合	123 単位
(2) 重症心身障がい児又は医療的ケア児の場合	
(一) 延長時間 1 時間未満の場合	128 単位
(二) 延長時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	192 単位
(三) 延長時間 2 時間以上の場合	256 単位

(一) イ又はロ(1)若しくは(2)を算定する場合

ア イ又はロ(1)若しくは(2)については、障がい児ごとの通所支援計画に定める標準的な発達支援時間が5時間としており、かつ、その発達支援時間に加えて別途延長支援時間を通所支援計画にあらかじめ位置づけている障がい児について、発達支援を行う前後の時間帯において、延長支援を行った場合に、障がい児の障がい種別及び延長支援時間に応じ、所定単位数を算定する。

イ 延長支援加算の算定に当たっては、障がい児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由があり、あらかじめ保護者の同意を得た上で、延長支援を必要とする理由及び延長支援時間を通所支援計画に位置づけて行うものであること。

なお、通所支援計画に基づき延長支援を障がい児に行う中で、延長支援時間の設定のない日に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合にあっては、本加算の算定を可能とする。この場合には、急な延長支援を必要とした理由及び延長支援時間について記録を行うこと。また、急な延長支援を行う状況が継続する場合にあっては、速やかに通所支援計画の見直しを求めるものとする。

ウ 延長支援時間は、1時間以上で設定すること。発達支援の利用時間の前後ともに延長支援を実施する場合においては、前後いずれも1時間以上の延長支援時間を設定すること。なお、延長支援時間には、送迎時間は含まれないものであること。

エ 加算する単位数の区分の判定に当たっては、実際に要した延長支援時間によることを基本とする。ただし、実際の延長支援時間が通所支援計画に定めた延長支援時間を超える場合にあっては、通所支援計画に定めた延長支援時間によることとする。また、障がい児又は保護者の都合により実際の延長支援時間が1時間未満となった場合には、通所報酬告示第1の12の注2に規定する単位数を算定することができる。この場合にあっては、30分以上の延長支援が必要であることに留意すること。

オ 延長支援時間における障がい児の数が10人以下の場合は、2人以上の従業者を配置すること。障がい児の数が10人を超える場合の職員の数については、2人に、障がい児の数が10人を超えて10人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上の従業者を配置すること（例：障がい児の数が23人の場合、延長支援時間における従業者の数は4名）。このうち、1人以上は、指定通所支援基準の規定により配置することとされている従業者（児童発達管理責任者を含む。）を配置すること。

カ 医療的ケアを要する障がい児に延長支援を行う場合には、オの従業者の配置のうち、看護職員（医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障がい児のみの延長支援にあっては、認定特定行為業務従事者を含む。）を1名上配置すること。

キ 運営規定に定める営業時間が6時間以上であること。

ク 児童発達支援事業所の従業者は障がい児に提供した延長支援時間を記録すること。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】



(二) ロ(3)又はハを算定する場合

ア ロ(3)又はハについては、運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間(以下「延長時間帯」という。)において、指定児童発達支援等を行った場合に、障がい児の障がい種別及び1日の延長支援に要した時間に応じ、所定単位数を算定する。

イ ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。

ウ 個々の障がい児の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるものであること。

エ 延長時間帯における障がい児の数が10人以下の場合は、2人以上の従業者を配置すること。

障がい児の数が10人を超える場合の職員の数については、2人に、障がい児の数が10人を超えて10人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上の従業者を配置すること(例：障がい児の数が23人の場合、延長支援時間における従業者の数は4名)。このうち、1人以上は、指定通所支援基準の規定により配置することとされている従業者(児童発達管理責任者を含む。)を配置すること。

オ 医療的ケアを要する障がい児に延長支援を行う場合には、エの従業者の配置のうち、看護職員(医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障がい児のみの延長支援にあっては、認定特定行為業務従事者を含む。)を1名上配置すること。

カ 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障がい児支援利用計画に記載されていること。

【令和6年度制度改正に伴う見直し】



関係機関連携加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1) の⑮の2
(児童発達支援、放課後等デイサービス)

こどもと家族に対する包括的な支援を進める観点から、関係機関連携加算について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合に評価されます。

関係機関連携加算(Ⅰ) 250単位/回(月1回を限度)…①

関係機関連携加算(Ⅱ) 200単位/回(月1回を限度)…②

関係機関連携加算(Ⅲ) 150単位/回(月1回を限度)…③

関係機関連携加算(Ⅳ) 200単位/回(1回を限度) …④

※①保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合

②保育所や学校等との会議等により情報連携を行った場合

③児童相談所、医療機関等との会議等により情報連携を行った場合

④就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合 【令和6年度制度改定に伴う見直し】

訪問支援員特別加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(4) の②の2
(居宅訪問型児童発達支援)

支援の充実を図る観点から、訪問支援員特別加算について、配置のみでなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しがされました。

訪問支援員特別加算(Ⅰ) 850 単位/日…①

訪問支援員特別加算(Ⅱ) 700 単位/日…②

※保育士・児童指導員、作業療法士等で障がい児支援の業務従事5年以上の職員を配置し当該職員が支援を行う場合

※配置のみではなく、当該者が訪問支援を行う必要があることに留意

①以下の(1)又は(2)に規定する期間が10年以上の者を配置し、当該者が居宅に訪問して支援を行うこと

②以下の(1)又は(2)に規定する期間が5年以上の者を配置し、当該者が居宅に訪問して支援を行うこと

(1)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士又は看護職員の資格を取得後、障がい児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

(2)児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員又は相談支援専門員として配置された日以後、障がい児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

【令和6年度制度改定に伴う見直し】

訪問支援員特別加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(5) の②
(保育所等訪問支援)

支援の充実を図る観点から、訪問支援員特別加算について、配置のみでなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しがされました。

訪問支援員特別加算(Ⅰ) 850単位/日…①

訪問支援員特別加算(Ⅱ) 700単位/日…②

※保育士・児童指導員、作業療法士等で障がい児支援の業務従事5年以上(保育所等訪問支援等の業務従事の場合、3年以上)の職員を配置し当該職員が支援を行う場合

※配置のみではなく、当該者が訪問支援を行う必要があることに留意

①以下の(1)若しくは(2)に規定する期間が10年以上の者又は(3)に規定する期間が5年以上の者を配置し、当該者が保育所等に訪問して支援を行うこと

②以下の(1)若しくは(2)に規定する期間が5年以上の者又は(3)に規定する期間が3年以上の者を配置し、当該者が保育所等を訪問して支援を行うこと

(1)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士又は看護職員の資格を取得後、障がい児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

(2)児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員又は相談支援専門員として配置された日以後、障がい児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

(3)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員若しくは相談支援専門員として配置された日以後、指定保育所等訪問支援等(指定保育所等訪問支援のほか、自治体の事業に基づき、地域の障がい児通所支援事業所に対して助言・援助を行う業務を含む)の業務に従事した期間

【令和6年度制度改定に伴う見直し】

最低基準を満たした上での常勤換算 1 名以上配置の計算方法

(下記の共通の条件：定員 10 名、営業日：月～金、営業時間：8 時間（対象：主に重心以外）)

例 1 児童指導員等加配加算を満たす場合

	職種	勤務形態	月	火	水	木	金	土	日	週の勤務時間	月の勤務時間
最低基準	管理者兼 児童発達支援管理責任者	B	8	8	8	8	8	—	—	40	160
	保育士	A	8	8	8	8	8	—	—	40	160
	児童指導員	C	8		8		8	—	—	24	96
	児童指導員	C		8		8		—	—	16	64
加配	児童指導員 (経験5年以上)	C	4	8		8	8	—	—	28	112
	児童指導員 (経験5年未満)	C		8		8		—	—	16	64
	運転手	C	2	2	2	2	2	—	—	10	40

$$4 + 16 + 0 + 16 + 8 = 44$$

A：常勤専従
B：常勤兼務
C：非常勤専従
D：非常勤兼務

最低人員配置基準以外に常勤（40 時間／週）換算で 1 名以上児童指導員等を配置しているため、児童指導員等加配加算の「常勤換算・経験 5 年未満」を算定できる。
※月単位で加配を満たしている場合に算定可能
※常勤換算の場合、児童指導員等とその他の従業者、経験年数 5 年以上の者と 5 年未満の者を組み合わせて配置する場合、低い区分の単位を算定する。

●看護職員の基準人員の取扱いについて（児童発達支援、放課後等デイサービス） （一般型事業所の場合）

○医療的ケアを行う場合において、サービス提供時間帯を通じて配置した看護職員は、基準の児童指導員等として計上することが可能です。

（例）定員 10 人の場合、保育士が 1 名、看護職員 1 名で基準の児童指導員等を 2 名配置したことになります。

○ただし、医療的ケア区分に応じた基本報酬は、基準の児童指導員等の配置とは別に、看護職員の雇用を可能とする報酬を設定しているため、医療的ケア区分に応じた基本報酬や医療連携体制加算を算定する上で配置した看護職員については、看護職員を基準の児童指導員等として計上することはできません。

○また、基準の児童指導員等の員数に看護職員を加える場合であっても、半数以上は児童指導員又は保育士である必要がある点に留意してください（※）。

（例）定員 10 人の場合、基準の児童指導員等は 2 名必要。このうち、半数（1 人）までは看護職員にできるが、もう 1 人は児童指導員又は保育士であることが必要となります。

（※）言語聴覚士を多数配置する必要がある主として難聴児を通わせる児童発達支援センターについては、この取扱いの対象外となります。

【医療的ケアを必要とする障害児への支援に係る報酬の取扱いについて（Vol.2）P10 より】

※令和 6 年 4 月 1 日において指定を受けている旧医療型児童発達支援センター、主として難聴児を通わせる児童発達支援センター及び主として重症心身障がい児を通わせる児童発達支援センターに係る人員に関する基準については令和 9 年 3 月 31 日まで、設備に関する基準については当分の間、なお従前の例によることのできるものとなっています。

【令和 6 年度制度改定に伴う見直し】